

網紀卿書出寫。

領國之内太神宮之御領何程許有之候哉。是をば伊勢領など申候哉。其所々并何比より何様之様子に而相定候哉。委細書付可差上候。以上。

十一月廿一日

一、昨廿一日御書出被成下、謹而奉拜上候。

御墨附之面御寄進。

一、百二拾俵之所

伊勢御師 堤 大夫

射水郡小境村草高百六拾五石之内六拾石、右御寄進之分堤大夫に相渡申候。但し古來は草高五斗を一俵と唱申由。百二拾俵と御座候は、只今之草高六拾石之儀と奉存候。

同

一、七拾石五斗餘

同 福井 土佐

羽咋郡八幡座主村草高九拾七石之内七拾石五斗七升五合、右御寄附之分土佐に相渡申候。

同

一、五拾石

同 人

礪波郡宮腰村草高五拾六石之内五拾石、右御寄附之分土佐

に相渡申候。

右三ヶ村に而御寄進御座候。

十一月廿三日

小塚善左衛門 判

右堤刑部は荒木田氏にて、内宮の祠官也。然共外宮に居住する故、外宮御師と稱し、御祈禱方内外兩宮兼行ふ。右御神領は、利家卿入國し給ふ時分御寄進、御印は天正十四年利勝卿より始めて頂戴之旨傳承す。信長公永祿十二年伊勢一國退治被成、十月五日に御參宮、堤源助方御寄宿被成と、信長記に有之。然ば堤源助は、信長公御師にて有之故、利家卿も懇意被成、利長卿へも連々御出入仕、御祈禱も修行致けるゆゑ、伊勢領御附被成にて可有之哉。三十四年以前山田町大火事の頃、刑部大夫類焼記録等焼失候哉、委細の事不知と。又福井土佐は度會氏にて、外宮の祠官也。是も利家卿以來懇意に被成、利長卿、利常卿連々御出入仕、御祈禱修行被仰付故、伊勢領御附被成にて可有之。とあり。三壺記に、慶長十六年に、利家卿の後室芳春院殿、いかゞ御内談や有りけん。江戸より伊勢御參宮被成、大御所より路次の御馳走の爲め、御輿御供・乗物騎馬御供歴々隨

行、名所々々御覽被成、山田に於て福井土佐の父福井與左衛門方へ御入被成。其より内宮・外宮御心靜に御參宮、直に鎌倉御見物被成、江戸へ御歸着。利長卿の屋形へ入り給ふ。とあり。さて後々も福井土佐は、御師の中にも殊更に懇意の取扱なりといへり。

伊勢に御代參被遣候刻者、御使者福井土佐方に案内仕、土佐罷出致御祈禱候。御使者は御代參之拜禮相勤申由に御座候。依之御最花は土佐一人受納仕候。前々御代參之砌、堤刑部は御祈禱不仕由承及申旨、土佐使者申候。以上。

五月廿八日

伊藤 平右衛門

右の次第ゆゑにや、舊藩中諸藩士一統、および町方等へ福井土佐より御被を請くる人は僅々なりといへり。さて其の御被といふものは、千度の被高度の被とて、最花銀の高に依りて頒布せり。和訓栞に云ふ。後一條院の時七度、被といふ事野府記に見ゆ。是數被の始めなるべし。安徳天皇の前より、千萬度の被の事、その代の書に見えたり。佛の經を轉讀するに習へるものか。是皆陰陽師の所業なるべし。といへり。又伊勢のおはらひくばりは、被申を分配するな

り。撫物の遺風といふはいかゞ。後陽成院の頃よりの事也といへり。越後國新潟の邊に一愚人ありて、河邊に小便するに、御被流來るを小便をしかけたり。伴ふ人はを制しけるに、流れ來るものなればと答へたるに、忽ち歩行する事あたはず。其友其父をつれ來り家に歸らしむ。途中より息氣不可堪して、一身くさり、不日死にけるとぞ。

○鍵 町

元祿九年の本町肝煎裁許附に、新町・同鍵町。とありて、元と新町の内なる事知られけり。此の町名の起原は、いかなる由縁にて名附けたるか、未だ詳かならず。元祿三年の火災記にも、新町・鍵町とあり。

○枯木 町

此の町名は早く絶えたりけん。元祿九年の肝煎裁許附にも記載せず。寛文十二年に記載せし箕浦五郎左衛門日記に、昔金澤城を御山と云ふ。今の本丸は松山にて、二丸に御坊あり。金澤といふは、九十間多門の下、蓮池の邊より枯木町といふ町邊まで御坊屋敷の内也。とあり。按ずるに、右枯木町といふは、御坊屋敷の内なりといへれば、往昔本丸